岐阜県へき地医療支援機構実施要領

(目的)

第1条 この要領は、岐阜県へき地医療支援機構(以下「支援機構」という。)が、岐阜県へき 地医療支援機構設置要綱に基づき、広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行うことに より、へき地医療対策に係る各種事業を円滑かつ効率的に実施することを目的とする。

(へき地医療対策委員会)

- 第2条 へき地医療対策委員会(以下「委員会」という。)は、次の事項について協議する。
 - (1) へき地診療所に対する医師等医療従事者の派遣に関すること。
 - (2) 無医地区等への巡回診療に関すること。
 - (3) へき地医療従事者に対する研修・プログラムに関すること。
 - (4) 総合的な診療支援事業に関すること。
 - (5) へき地医療拠点病院の活動評価に関すること。
- 2 委員会は、次に掲げる者(以下「委員」という。) 15 名以内で構成する。
 - (1) へき地医療拠点病院の代表
 - (2) へき地診療所を有する市町村の代表
 - (3) 県医師会の代表
 - (4) 県歯科医師会の代表
 - (5) 支援機構業務委託病院の代表
 - (6) 岐阜大学医学部附属病院のへき地医療関係/地域医療医学センターの代表
 - (7) へき地医療機関の代表
 - (8) 岐阜へき地医療支援センター(地域医療振興協会)の代表
 - (9) 岐阜県国民健康保険診療施設協議会の代表
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会には、委員長を置き、委員長は、委員の互選による。
- 5 委員長に事故のあるときは、委員のうちから互選された者がその職務を行う。
- 6 委員会は、委員長が招集し、委員長は、議長となる。
- 7 委員長は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(へき地医療拠点病院)

- 第3条 知事は、へき地医療対策にかかる各種事業を実施するために、へき地医療拠点病院(以下「拠点病院」という。)を指定する。
- 2 拠点病院は、支援機構の指導・調整の下、次の業務を行う。
 - (1)巡回診療等によるへき地における住民の医療確保に関すること。
 - (2) へき地診療所への医師、看護師等の医療従事者の派遣(代診医派遣を含む。)及び診療支援に関すること。
 - (3) へき地の医療従事者に対する研修に関すること。
 - (4) 遠隔医療等の各種診療支援に関すること。
 - (5) その他、県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力に関すること。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、支援機構の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成15年12月15日から施行する。

附則

この要領は、平成18年11月20日から施行する。

附則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年5月13日から施行する。